

令和7年度事業報告書

当協会は、昭和35年8月22日に郵政大臣の許可を得て、民法上の公益法人である財団法人として設立され、半世紀余りにわたって簡易保険事業の普及発展に寄与してきました。

平成25年4月1日からは、公益法人制度改革法の施行等の環境変化に対応して、一般財団法人へ移行するとともに、災害見舞事業を認可特定保険業として継承し、旧財団法人からの継続事業であるラジオ体操・みんなの体操の普及推進等の公益事業とともに運営しています。

令和7年度も、引き続き、簡易保険・かんぽ生命保険加入者と地域の皆さまの福祉増進及び自助・共助の精神の普及を図り、もって安心社会の実現に寄与していくため、以下のとおり、ラジオ体操・みんなの体操の普及推進等の公益事業及び簡易保険・かんぽ生命保険加入者のための簡便で低廉な相互救済サービスである災害見舞事業を実施しました。

第1 事業の現況

I 公益事業

「ラジオ体操・みんなの体操の普及推進」及び「生命保険及び損害保険に関する調査研究並びに研究助成」の公益事業を、公益目的支出計画に基づき、以下のとおり実施しました。

1 ラジオ体操・みんなの体操の普及推進

(1) ラジオ体操・みんなの体操指導者育成

公益社団法人全国子ども会連合会等や教育委員会と連携し、子ども会の指導者や小学校教員、スポーツ推進委員等を対象としたラジオ体操・みんなの体操講習会等への講師の派遣を行っています。

ア 子ども会指導者ラジオ体操指導者講習会

全国5会場で実施しました。

<実施会場>

担当地方本部	実施会場
北海道	北海道千歳市（7/6）
東北	宮城県柴田町（7/12）
関東	栃木県宇都宮市（7/5）
東海	岐阜県揖斐川町（7/1）
近畿	兵庫県洲本市（6/29）

イ 小学校教員等ラジオ体操指導者講習会

全国8会場（試行を含む。）で実施しました。

<実施会場>

担当地方本部	実 施 会 場
北海道	北海道石狩市（10/17）（1日2回実施）
東京	東京都墨田区（5/27）、神奈川県横浜市立上星川小学校（5/27）
近畿	大阪府立岸和田支援学校（7/29）、兵庫県西宮市教育委員会（7/30）
九州	熊本県山鹿市立山鹿小学校（8/20）
本部	東京都東京学芸大学（11/26） （全国ラジオ体操連盟主催の大学生対象の講習会を協会の教員等指導者講習会のスキームで試行）

ウ スポーツ推進委員等を対象とした指導者講習会

上記のほか、幅広く普及を図る観点から、指導者育成強化策として地域住民のスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員等を対象とした指導者講習会を全国20会場で実施しました。

<実施会場>

担当地方本部	実 施 会 場
東北	青森県教育庁東青教育事務所（9/20）
関東	埼玉県ふじみ野市（4/5）、埼玉県富士見市（3/7）
東京	東京都江戸川区（6/9）、東京都三鷹市（10/24）、神奈川県川崎市（1/18）、神奈川県スポーツ推進委員連合会（3/14）
北陸	富山県（12/7）、石川県（12/14）
東海	愛知県弥富市（7/20）、三重県亀山市（1/24）
近畿	大阪府大阪市（11/16、12/4、12/12、2/7）4回実施
四国	愛媛県西条市（10/5）、高知県土佐清水市（6/28）
九州	長崎県雲仙市（6/26）、熊本県天草市（4/27）、沖縄県石垣市（11/6）

(2) 地方自治体と連携した健康で明るい街づくり支援

健康で明るい街づくり（健康タウン構想）を目指して、当該自治体が主催する「ラジオ体操・みんなの体操講習会」への講師の派遣を行っています。
全国60自治体81会場で実施しました。

<実施会場>

※下線は新規自治体（8か所）

担当地方本部	実 施 会 場
北海道	北海道北見市（9/28）、北海道石狩市（10/19）
東 北	青森県平内町（9/20）、秋田県男鹿市（5/30、11/19）、秋田県大館市（7/27）、山形県天童市（7/23）、福島県西会津町（10/19）、福島県小野町（10/26）、 <u>福島県石川町（11/29）</u>
関 東	茨城県桜川市（6/22、11/30）、栃木県高根沢町（10/24）、群馬県高崎市（5/18、6/1）、群馬県太田市（7/19）、群馬県沼田市（9/19）、埼玉県川越市（5/23、11/3）、埼玉県鴻巣市（6/14、10/4）、埼玉県草加市（6/21）、埼玉県戸田市（7/1）、 <u>埼玉県東松山市（8/7）</u> 、埼玉県坂戸市（10/9、10/16）、埼玉県北本市（10/18、2/14）、埼玉県鶴ヶ島市（11/14）、埼玉県蕨市（11/25）、埼玉県越生町（6/21）、埼玉県長瀬町（2/15）、千葉県我孫子市（11/8）、 <u>千葉県千葉市（12/13）</u>
東 京	東京都小金井市（6/23、9/20）、東京都東久留米市（11/6）、東京都狛江市（11/16：1日2回実施）、 <u>東京都清瀬市（11/22）</u> 、東京都三鷹市（3/15）、神奈川県相模原市（6/28、10/25）、神奈川県横須賀市（10/5）、神奈川県三浦市（1/17）
信 越	新潟県阿賀野市（6/7、10/18）、新潟県佐渡市（10/28）
北 陸	石川県羽咋市（9/13、11/2）、石川県珠洲市（2/28）
東 海	静岡県長泉町（11/29）、愛知県安城市（6/28）、 <u>愛知県弥富市（10/19）</u> 、三重県松阪市（11/9）
近 畿	滋賀県（7/13：1日2回実施）、 <u>京都府京都市南区（2/16）</u> 、 <u>大阪府泉佐野市（9/6）</u> 、大阪府堺市（9/7、12/3）、兵庫県丹波市（7/4、7/5）、兵庫県朝来市（7/12、7/13）、兵庫県太子町（10/17）
中 国	岡山県新見市（11/9）、岡山県西粟倉村（3/1）、広島県北広島町（6/14、11/1）
四 国	香川県観音寺市（5/11：1日2回実施）、香川県坂出市（6/29）
九 州	福岡県久留米市（6/29、11/2）、 <u>福岡県朝倉市（7/27）</u> 、福岡県みやま市（10/25）、福岡県鞍手町（11/2、11/3）、大分県大分市（5/17、5/18）

(3) 高齢者の健康増進

高齢者の健康増進等を図るため、高齢者福祉施設におけるみんなの体操等実演会へ講師の派遣を行っています。

感染症拡大防止等の観点から、開催実績はありませんでした。

(4) 被災地避難所等の健康保持支援

能登半島地震で被災され、避難生活をされている方々の健康保持・増進のため、仮設住宅入居者を対象に「被災地の避難所等におけるラジオ体操実演会」を4会場で実施しました。

<実施会場>

担当地方本部	実 施 会 場
北 陸	石川県穴水町 (7/22)
	石川県志賀町 (11/6)
	石川県輪島市 (11/22、2 会場で実施)

(5) 地域のラジオ体操会の支援

地域のラジオ体操会育成のため、ラジオ体操年間スタンプ帳、のぼり旗（ラジオ体操制定100周年バージョンのデザイン）、ポールを調製し、地域ラジオ体操会代表等からの要望に基づき配付しました。

なお、年間スタンプ帳のデザインは、2028年ラジオ体操制定100周年に向けて、より多くの方にラジオ体操に関心を持っていただくため、令和6年度同様に、ラジオ体操イメージキャラクター「ラジオ体操坊や」がポーズを変えて季節の行事に参加しているデザインとし、各月の暦の上段には、令和6年度実施の「ラジオ体操の実施効果に関する追跡調査」結果のトピックス事項を掲載し、協会の取組みをPRしました。

(6) ラジオ体操普及物品の調製と配付

協会のラジオ体操・みんなの体操普及推進事業をPRするための普及推進物品として、ラジオ体操実施効果追跡調査PRリーフレット、絵で覚えるラジオ体操・みんなの体操（冊子）、ラジオ体操オリジナルの圧縮袋、リフレクター、ポーチ、クリアファイル（いずれも、協会の認知度・知名度アップのため、協会運営事業問合せ先を記載）を調製したほか、ラジオ体操普及推進機関〔㈱かんぽ生命保険、NPO法人全国ラジオ体操連盟、協会〕三者共通パンフレット「ラジオ体操インフォメーションガイド」全体版（主に講習会主催者説明用）とダイジェスト版（講習会参加者配布用及び代理店における協会のラジオ体操活動PR用）を調製しました。

また、年末の関係者へのあいさつ用等として、2026年ラジオ体操カレンダー（カード型、大判壁掛け版、卓上版）を作成し、配付しました。

携帯に便利なカード型カレンダーは、主に代理店における、協会のラジオ体操・みんなの体操普及活動のPR用のツールの一つとして活用いただくために、代理店からの要望に基づき、納入事業者から代理店あて直納しました。大判壁掛け版と卓上カレンダーには、協会の認知度・認知度アップのため、協会の事業内容、問合せ先を掲載し、可能な限りSDGsの取組みとして材質を環境に配慮したペーパーやインクを使用したほか、楽しくラジオ体操を

続けていただくためのツールとして「ラタ坊シール」と協会から配付している普及物品の活用状況等をお聞きするWebアンケートを封入しました。

(7) ラジオ体操に関する調査研究

中学校におけるラジオ体操実態の把握は、平成12年10月に(財)簡保加入者サービス協会が行った「全国中学校におけるラジオ体操実施状況調査」(全国1,000校の中学校からの電話聞取調査)しか記録がないことから、2028年のラジオ体操制定100周年に向けてのラジオ体操普及策の基礎データとすることを目的として、「中学校におけるラジオ体操の実態等調査」をテーマにアンケート調査を実施しました。

令和7年9月から全国5,094校(国立・私立は全校、公立は約半数)にアンケート調査依頼し、10月17日の締切日までに、2,830校から回答をいただきました(回答率55.6%)。令和8年3月30日までに報告書を取りまとめ、調査研究結果概要は、令和8年4月7日に協会ホームページで公表しました。

(8) 他のラジオ体操普及推進組織との連携

令和7年8月17日(日)に開催された「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭 in 広島」に後援として参加しました。なお、同体操祭参加者への記念品として「ラジオ体操オリジナルフリクションボールペン」を配付しました。

(9) 公益財団法人通信文化協会に対する助成

公益財団法人通信文化協会が運営する郵政博物館が展示等を活用して行うラジオ体操等普及活動を支援するため、同協会に1,000万円の助成を行いました。

(10) NPO法人全国ラジオ体操連盟に対する支援

NPO法人全国ラジオ体操連盟が実施している公認指導者資格認定試験等のラジオ体操普及推進活動を支援するため、同連盟に2,500万円の助成を行いました。

2 生命保険及び損害保険に関する調査研究及び研究助成

(1) 調査研究

自然災害には、台風や大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火、落雷などさまざまな形態があり、どれも予測することは困難です。近年、異常気象が世界的に問題になっており、その被害も甚大です。特に、日本は、他の国と比べて、このような自然災害のリスクが大きい状況にあります。現在、公的部門、民間部門、国内外を問わず、このような自然災害の発生前と発生後の対応が課題となっています。

そこで、令和7年度においては、自然災害リスク自体や保険の関わり合いについて多角的に調査研究することで更なる保険学の発展に寄与することを目指

し、「自然災害リスクと保険」をテーマとして、青山学院大学大学院 伊藤晴祥教授を座長にお迎えし、調査研究会を開催しました。

調査項目は、次のとおりです。

- ① 自然災害リスクの種類と計測方法
- ② マクロとミクロのプロテクション・ギャップ
- ③ 保険契約の採算性
- ④ 自然災害リスクと保険ビジネスとの関係（レジリエンス等）
- ⑤ 議論を踏まえた提言等

研究会は、5回開催し、活発な意見の交換が行われました。調査研究の結果については、報告書に取りまとめ、その概要を、令和8年4月7日に協会ホームページで公表しました。

(2) 研究助成

生命保険全般に関する諸問題についての調査研究に対する助成・講演会の開催等を行っている公益財団法人かんぽ財団に400万円の助成を行いました。

II 災害見舞事業

1 第4次中期経営計画の推進

第4次中期経営計画（2023～2025）では、保有契約の減少の原因である新規契約の落ち込みと継続率の低下に歯止めをかけ、事業として安定的な運営ができる水準を維持することを基本方針としています。この基本方針に基づき、新規契約及び継続率を回復していくことを目指し、令和7年度は、新規契約件数1.8万件（金額3.0億円）以上、継続率94.5%等を指標として、施策の推進に取り組んでまいりました。

その結果、掛金収入は、令和7年4月の「加入限度口数の引上げ」に伴う増収効果により、131.4億円となり、指標を達成しました。また、継続率及び事業費率も、それぞれ指標を達成しました。

しかしながら、新規契約件数（新規掛金額）は、指標1.8万件以上（3.0億円以上）に対して、10,383件（1.8億円）と大きく指標を下回り、その影響を受け、「保有件数」も指標（79.1万件以上）を下回る結果となりました。

指標	令和6年度		令和7年度	
	計画	実績	計画（見直し後）	実績
1 新規契約件数 新規掛金額	1.9万件以上 3.0億円以上	10,979件 1.8億円	1.8万件以上 3.0億円以上	10,383件 1.8億円
2 掛金収入 （保有件数）	134億円以上 （82.4万件以上）	133.3億円 （81.8万件）	130.5億円以上 （79.1万件以上）	131.4億円 （78.4万件）
3 継続率	94.5%以上	94.5%	94.5%以上	94.5%
4 事業費率	45.0%以下	39.8%	45.0%以下	41.4%

2 事業環境の整備

(1) 第5次中期経営計画の策定

お客さま本位の業務運営を徹底しつつ、お客さまニーズや社会環境の変化などに適時・適切に対応することや、災害見舞事業を安定的に行うため、持続可能で強固な事業基盤を再構築することを内容とした「第5次中期経営計画（2026～2028）」を令和8年2月に策定しました。

(2) 再保険の活用

地震、風水災等の大規模災害に伴う見舞金の支払いに備えるため、令和7年度も継続して再保険を活用しました。

3 営業推進態勢の強化

(1) 第4次中期経営計画を踏まえた営業の推進

第4次中期経営計画の最終年となる令和7年度は、真にお客さま本位の営業を実践することを営業推進方針に掲げ、継続のお客さまの維持と新たなお客さまの獲得に取り組みました。

(2) 各種目標と年間実績

令和7年度の営業目標・指標を次のとおり設定して取り組みました。

[令和7年度]

- (A) 経営目標 … 130 億 50 百万円（実績）131 億 46 百万円（年間推進率 100.7%）
- (B) 新規目標 … 3 億円 （実績） 1 億 84 百万円（年間推進率 61.3%）
- (C) 増口目標 … 1 億 70 百万円（実績） 3 億 56 百万円（年間推進率 209.4%）
- (D) 継続目標 … 125 億 80 百万円（実績）126 億 6 百万円（年間推進率 100.2%）
- (E) 継続率 … 94.5 %以上（実績）94.5%
- (F) 自 払 率 … 96.0 %以上（実績）97.3%

(3) 営業推進に向けた訪問活動の徹底

お客さま開拓に向けては、新たなお客さまのご紹介をいただく取組み（お客さまご紹介キャンペーン）や、郵便局や商業施設のイベントスペースの活用、ポスティング活動により、災害見舞未加入者に対し勧奨活動を実施しました。

また、継続勧奨活動については、計画的な面談活動により、保有契約件数と引受け口数の維持・増加に努めました。

(4) 代理店長のマネジメント力及び参与の営業力向上に向けた取組み

ア 代理店長のマネジメント力向上研修の実施

代理店長のマネジメント力の向上を図るとともに、広くお客さまから信

頼まれ、より一層の営業推進が図れるよう、地方本部において新任代理店長を対象に研修を実施しました。

イ 参与の営業力・業務知識向上研修の実施

参与は、お客さまと直接接して勧奨活動等を行う協会の顔であり、お客さまの協会や事業に対する信頼を左右する重要な仕事を委託しています。

災害見舞をご利用いただけるお客さまの満足度向上を図り、事業に対する信頼度を高めるためには、参与の営業力や商品知識及び接客力の向上を図るとともに、モチベーションの向上を図る必要があることから、そのための研修を実施しました。

① 新任参与研修

地方本部及び所属代理店において、新たに業務を委託する参与に研修を実施しました。

② 参与レベルアップ研修

地方本部において、参与のレベルアップ研修を実施しました。

4 業務の適切性確保のための態勢整備

災害見舞業務取扱の適切性確保のため、業務運行管理及び業務品質管理態勢の整備・強化に取り組みました。

(1) 業務品質の向上・均質化への取り組み

業務遂行の「正確性」「迅速性」「安定性」の実現を目指すべき方向として掲げて、業務品質の向上・均質化への取り組みを行いました。

ア お客さまサービス課長等会議等の実施

お客さまサービス課長等会議等を集合形式で開催して、地方本部での取組みを徹底するとともに相互の情報共有を深めました。

イ 研修・自習用ツールの拡充

地方本部職員、代理店長及び参与に対して、毎月行う研修・自習用の「ステップアップトライアル」や業務部ニュースの提供及び「災害見舞業務取扱マニュアル」等により、正確、迅速かつ安定した業務取扱を徹底しました。

ウ 地方本部別の業務運行状況・業務品質の把握

各地方本部の災害見舞業務の運行状況を把握し、地方本部に対しては他地方本部との対比ができるデータを毎月送付して取組みの向上を促しました。

(2) 代理店長等の業務指導力の向上

代理店長、事務主任及び参与の業務対応力の向上を図るための取り組みを行いました。

ア 事務主任研修の各地方本部での実施

事務主任の業務遂行能力向上のために、各地方本部において事務主任研

修を行いました。

また、本部から研修に出席し、資料提供やアドバイスを行いました。

イ 協会本部によるモニタリングの実施

地方本部が代理店に正しい取扱いと指導・周知を適切に行っていることを全地方本部に自己点検させるとともに、それを基に協会本部が、地方本部及び代理店を訪問する業務モニタリングを全 11 地方本部、28 代理店に対して実施しました。

また、地方本部が代理店、参与に対して災害見舞業務関係に係るモニタリングの実施と日常的な代理店臨店指導を行うよう指導しました。

5 支払業務態勢の整備・拡充

お客さまへの見舞金支払いの迅速化と支払事務の効率化を図るため、次のとおり取り組みました。

- (1) 「家財の品目別耐用年数基準」の耐用年数について、現行の法定耐用年数基準に準拠して見直しました。（令和 8 年 4 月から適用）
- (2) 地方本部支払課長等会議の実施及び事務処理状況等のデータ提供等を通じて、必要な情報や課題を共有し、支払業務の品質向上に努めました。
- (3) 地方本部及び代理店において支払事務が適切に遂行されているかどうかを検証するために、毎年、モニタリングを実施していますが、令和 7 年度は、4 地方本部及び 55 代理店に対して実施しました。
- (4) 支払業務の効率化を図るため、調査・審査業務の見直しの検討を開始しました（実地調査→見積書と写真、各地方本部による審査→本部に集約）。

【令和 7 年度見舞金支払状況】

令和 7 年度は、前年度に多額の支払いが発生した「令和 6 年能登半島地震」に係る支払額が大幅に減少したことに加え、大規模災害の発生が少なかったことで、見舞金支払額は 19 億 78 百万円（前年同期比 55.3%）でした。

令和 7 年度見舞金支払状況

区 分		件 数	金 額
合計 (令和 6 年度)		7,534 件 (14,155 件)	19 億 78 百万円 (35 億 76 百万円)
事故 種 別	火災	280 件	9 億 94 百万円
	火災以外の災害	6,315 件	8 億 27 百万円
	弔慰金	226 件	1 億 29 百万円
	特定疾患	713 件	28 百万円

6 お客さま対応の品質向上

(1) 「お客さまの声」の活用

「お客さまの声」は、業務品質・サービス向上の重要なヒントであると認識し、迅速・適切な対応に努めるとともに、それに基づく不断の改善に取り組みました。

「お客さまサービス検討会」（代理店）、「お客さまサービス推進会議」（地方本部）及び「お客さまサービス向上会議」（協会本部）を毎月定例開催し、検討内容等をお客さまサービスの改善に反映させました。

また、代理店、地方本部、協会本部においてお客さまの「不満足の表明」を把握・分析し、再発防止に取り組みました。

(2) コールセンター機能の充実

ア 応答率向上のため、オペレーターの対応スキル向上と適切な要員配置に取り組みました。

イ 大規模災害時においても応答率を確保するため、第二コールセンター（沖縄）を引き続き設置しています。

(3) 接遇の向上

各地方本部において、部外講師を活用した「接遇セールス研修」を年1回実施して、全代理店長及び参与の接遇マナーの向上を図りました。

7 システムの開発・整備

(1) Eシステム（災害見舞等システム）

令和7年度は、各部門からの要望・改善に係る17案件について、システム開発を行い、そのうち7案件については、令和7年12月にサービスを開始しました。残りの10案件は、令和8年4月のサービス開始に向けシステム開発に取り組みました。令和7年度の開発案件は以下のとおりです。

【令和7年12月サービス開始案件】

	担当部門	案件名
1	営業部	① 営業推進管理帳票の改定
2	支払管理部	② 家財の品目別耐用年数基準の改定対応 ③ 二重登録のワーニングポップアップ表示 ④ 平面図の様式変更 ⑤ 見舞金審査票への振込通知情報の印字
3	財務部	⑥ 出張・経費システムの修正 ⑦ 支払データ作成・支払受信データ取込の修正

【令和8年4月サービス開始案件】

	担当部門	案件名
1	営業部	⑧ 純増数値管理帳票の改定
2	お客さまサービス部	⑨ 「お客さまの声一覧」及び「お客さまの声受付登録」の一部改修
3	業務部	⑩ 業務統計 ⑪ 契約登録の際の受領日の誤登録防止 ⑫ 申込書類の登録画面への「 ☐ 自払申込書」登録欄の追加
4	システム部	⑬ Eシステムメールの機能改善（1） ⑭ Eシステムメールの機能改善（2） ⑮ Eシステムメールの機能改善（3） ⑯ Eシステムメールの機能改善（4） ⑰ ポータルの機能改善

(2) 情報セキュリティ委員会の開催

当協会及び代理店における情報セキュリティの維持、評価及び改善を図るため、情報セキュリティ委員会において、「情報セキュリティ対策の評価と取組状況」等について審議しました。

(3) 情報セキュリティの教育・訓練等

ア 標的型攻撃メール対応の訓練

協会本部、地方本部及び代理店を対象とした標的型攻撃メール訓練（令和7年9月、令和8年2月）を実施し、開封者等には、個別の指導等を行いました。

イ 情報セキュリティ自己点検

役職員、代理店長、事務主任を対象に、情報セキュリティ自己点検を令和7年11月20日～12月22日に実施しました。情報セキュリティに関する基礎知識を確認する内容を問い、誤った回答をした役職員及び代理店に対しては、ITキーパーソンを通じて指導を実施しました。

ウ 情報セキュリティオンサイトモニタリングの実施

協会全体の情報セキュリティ対策に関する適切性・有効性の検証を行うとともに、顕在化した課題に対する必要な改善を図るため、4地方本部、18代理店及び協会本部の4部門に対しモニタリングを実施しました。

8 コンプライアンスの徹底

全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「お客さまからの高い評価と信頼の下に、協会の目的遂行に努める」こととし、コンプライアンスを経営上の最重

要事項の一つに位置付け、以下の施策に取り組みました。

(1) コンプライアンスの推進

ア コンプライアンス委員会を中心とした施策の推進

コンプライアンス委員会（地方本部においてはコンプライアンス推進委員会）を定期的に開催し、協会のコンプライアンス推進に関する事項を検討・審議し、各施策を推進しました。

この委員会で審議の上整備したコンプライアンス・マニュアルや同別冊（見舞契約募集の禁止行為）について、研修等で浸透を図りました。

また、協会本部から地方本部のコンプライアンス推進委員会にも出席し、地方本部・代理店におけるコンプライアンス推進態勢の実態把握、臨店指導を実施しました。

イ コンプライアンス・プログラムの策定・実施

令和7年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、協会本部各部及び地方本部においてコンプライアンス実践の具体的な取組みを計画して、着実な推進を図りました。また、コンプライアンス研修もこのプログラムに基づいて計画的に実施しました。

(2) 不祥事件・個人情報漏えい等の防止

ア 毎月、代理店において「コンプライアンス研修・点検」を実施し、コンプライアンスに関する基本行動の実践、保険業法に定める禁止行為及び防犯指導の徹底を図りました。

イ 全新規契約者を対象にアンケート調査を実施して、募集時の参与の実態確認を行い、不備項目の指導・改善及び事故・犯罪の早期発見と未然防止を図りました。

(3) 個人情報漏えい・紛失防止の基本行動の徹底

個人情報を適切に保護するための態勢を整備するため、個人情報保護規程・同手続を定めるとともに、「個人情報漏えい・紛失防止の基本行動」を制定し、これに基づき指導を行い、徹底を図りました。

(4) コンプライアンス研修の充実

ア 四半期ごとに、職員、代理店長及び事務主任を対象に、eラーニングを実施するとともに、毎月、参与を対象にコンプライアンス研修を実施しました。

イ コンプライアンスの基本を徹底するため、全参与を対象とした「全アドバイザー接遇・コンプライアンス研修」を各地方本部で計画し、実施しました。また、この研修には、地方本部からの要請を受けて協会本部から講師を派遣し、募集上の禁止行為や個人情報保護の指導徹底を図りました。

9 監査の充実・強化

(1) 認可特定保険業としてのリスク管理状況を把握し、リスクの種類・程度に

応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しました。

- (2) 内部監査は、被監査部門から制約を受けることのない内部監査部門が実施し、被監査部門に対する牽制機能の発揮に努めるとともに、内部監査の結果は、実施の都度、理事長及び経営会議に報告しました。

10 SDGsへの取組み

協会では、ラジオ体操の普及推進による健康の増進、災害見舞事業による災害からの復旧の支援を通じてサステナブルな社会の実現に向けて貢献しています。

11 反社会的勢力等への対応

令和7年度においては、反社会的勢力への対応はありませんでした。

12 対処すべき課題

- (1) 令和元年度以降、かんぽ不正問題や新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、保有契約が年々減少しています。安定的な経営を維持するには、新規契約の確保、継続率の維持・向上に取り組むことが必要ですが、継続率については目指すべき指標（94.5%）を確保できるようになってきていることから、特に新規契約の獲得に注力し、保有契約の減少に歯止めをかけることが必須であると考えています。

また、事業費率が悪化していることから、更なる経営の効率化についても取り組む必要があると考えています。

- (2) 認可特定保険業者に係る金融庁の監督指針に照らし、更に財務の健全性、支払管理態勢、募集管理態勢、業務品質管理態勢、リスク管理態勢等の強化に取り組んでいく必要があると考えています。

III 簡易保険加入者の会の事務処理

1 会議の開催

簡易保険加入者の会の会議を令和7年10月から11月にかけて、全地方本部において集合により、「都道府県・地方連合簡易保険加入者の会合同会議」を開催しました。

2 機関誌の発行

簡易保険加入者の会の機関誌「あかるい家庭」を発行（令和7年9月）しました。

第2 令和7年度 損益の状況

(単位：千円)

項 目	実施事業等 会 計	その他会計 (災害見舞事業)	法人会計	合 計
1 経常収益計	20	13,666,320	1,970	13,668,311
2 経常費用計	183,477	9,099,637	272,156	9,555,272
3 評価損益等	-	△1,268,090	-	△1,268,090
4 当期経常増減額	△183,456	3,298,593	△270,186	2,844,949
5 当期経常外増減額	△0	△1,985,985	-	△1,985,985
6 他会計振替額	183,456	△411,580	228,123	-
7 法人税、住民税及 び事業税	-	858	-	858
8 当期一般正味財産 増減額	-	900,168	△42,063	858,105
9 正味財産期末残高	163,728	11,144,807	979,816	12,288,352

(注1) 単位未満の数値は切り捨てで表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(注2) 「その他会計」の「当期経常外増減額」には、異常危険準備金への特別繰入額 2,000,000 千円が含まれています。

第3 組織及び職員の状況

1 事務所及び災害見舞取扱代理店の数（令和8年3月末現在）

・協会本部 1か所

所在地：東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル5F

・地方本部 11か所

区 別	所 在 地
北海道地方本部	札幌市中央区北二条西二丁目26番 道特会館7F
東北地方本部	仙台市若林区清水小路6-1 東日本不動産仙台ファーストビル3F
関東地方本部	さいたま市大宮区仲町1-110 大宮NSDビル4F
東京地方本部	台東区浅草橋3-8-5 VORT浅草橋2F
信越地方本部	長野市七瀬12-16 信越会館ビル
北陸地方本部	金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル6F
東海地方本部	名古屋市東区撞木町1-21-2 郵政福祉名古屋ビル3F
近畿地方本部	大阪市中央区今橋2-1-10 ダイセンビル4F

中国地方本部	広島市南区稲荷町1番2号 ロイヤルタワー6F
四国地方本部	松山市三番町8-12-4 松山観光ビル4F
九州地方本部	熊本市中央区水道町3-37 九特会館2F

・代理店 165か所

2 使用人の数

区 別	令和8年3月31日現在	令和7年4月1日現在	増減数
本 部	47人	49人	2人減
地方本部	171人	171人	増減なし
計	218人	220人	2人減

(参考) 参与 1,402人 (令和7年4月1日現在1,391人)

第4 役員等に関する事項

1 理事及び監事に関する事項

氏 名	地位及び担当	兼職法人等名	その他
田中 元則	理事長(常勤) 総務部、経営企画部、財務部、コンプライアンス部、監査部担当	特定非営利活動法人 全国ラジオ体操連盟 副理事長	令和5年6月22日就任 令和7年6月26日重任
氣賀 紳一	専務理事(常勤) 業務部、お客さまサービス部、システム部担当	—	令和4年6月23日就任 令和5年6月22日重任 令和7年6月26日重任
飯田 隆士	理事(常勤) 公益事業部、営業部、支払管理部担当	特定非営利活動法人 全国ラジオ体操連盟 理事	令和6年6月27日就任 令和7年6月26日重任
五十嵐 逸郎	理事(非常勤)	公益財団法人介護 労働安定センター 監事	令和3年6月24日就任 令和5年6月22日重任 令和7年6月26日重任
三宅 俊光	監事(常勤)	日本郵便オフィス サポート株式会社 顧問	令和7年4月1日就任 令和7年6月26日重任
梶村 政博	理事(非常勤)	—	平成27年6月24日就任 平成29年6月28日重任 令和元年6月27日重任 令和3年6月24日重任 令和5年6月22日重任 令和7年6月26日重任 令和7年10月31日辞任

2 会計監査人に関する事項

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
大光監査法人	監査報酬 8,470 千円／年 (消費税等を含む。)	平成 25 年 4 月 1 日就任 令和 7 年 6 月 26 日重任

第 5 業務の適切性を確保する体制

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条により準用する第 90 条第 5 項に基づき、理事会の決議により「内部統制基本方針」を定め、業務の適切性を確保する体制の構築及び運用に努めています。

「内部統制基本方針」の概要は次のとおりです。

- 1 簡易保険加入者協会における業務の適正を確保するための体制
- 2 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 5 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 6 監事の職務を補助すべき職員の配置及び理事からの独立性に関する事項
- 7 監事に報告するための体制その他監事の監査が実効的に行われることを確保する体制

なお、令和 7 年度においては、同方針の主として上記 1 及び 7 を改正し、経営会議の位置付けの再整理等を行いました。

令和7年度事業報告書附属明細書

【事業報告の内容を補足する重要な事項】

- 1 定款に定める事業内容について補足すべき重要な事項
補足すべき重要な事項はありません。
- 2 役員等に関する補足すべき重要な事項
補足すべき重要な事項はありません。
- 3 許認可等について補足すべき重要な事項
補足すべき重要な事項はありません。
- 4 役員会等に関する補足すべき重要な事項
理事会の議決で制定した経営会議運営規則により、理事長、専務理事及び業務執行理事を構成員とし、理事が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議しその適正性を確保するため、経営会議を設置し、原則として週1回開催しました。
- 5 事業の実施状況について補足すべき重要な事項
補足すべき重要な事項はありません。
- 6 正味財産増減の状況及び財産の増減の推移について補足すべき重要な事項
補足すべき重要な事項はありません。